

「群馬県 移動人口調査」について

外国人の地域間移動の把握との関連で

山田 満（高崎商科短期大学）

1) 本報告の目的

1. 群馬県県庁企画部統計課が独自に行っている人口関連調査について紹介する。
2. 外国人の地域間移動の統計的把握の可能性について考える。

2) 群馬県 県庁企画部統計課の人口調査関連独自調査

1. 「《元号X年国勢調査》群馬県の人口と世帯 [要計表による集計結果速報]」（国勢調査年）
市区町村から県庁に送付された国勢調査結果の要計表を県庁が独自に集計したもの。市区町村別、世帯数、男女別人口の速報値。平成7（1995）年国調の場合、同年の12月中旬に速報値が県庁から公表されている（総務庁の確定値は翌年__1996年__の11月に公表）。
2. 「群馬県の年齢別人口：群馬県年齢別人口調査結果」（年報）
「国勢調査の中間年における年齢別人口統計を補完するため、昭和56（1981）年から毎年10月1日現在で」実施されている。市区町村別、男女別、年齢別（1歳区分）の人口推計値。毎年10月1日から翌年の9月30日までの1年間の「住民基本台帳法及び外国人登録法上の移動数を加減して算出」している。
3. 「群馬県 移動人口調査結果」（月報のタイトルは「群馬県の人口と世帯の動き」、年報）
国勢調査の調査年、月以外の中間年、月における月末の市区町村別、男女人口数を把握するため、毎月実施されている。毎月1日から月末のヶ月間における市区町村役場への届出（住民基本台帳法、外国人登録法に定める届出等）に基づく世帯及び人口の県外転出入、県内転出入、出生、死亡等を、それぞれ加減して算出。市区町村別男女別人口数（推計値）とともに、市区町村別社会動態数（転入・転出数）、自然動態数（出生・死亡数）を公表。社会動態については県内市町村間、県外都道府県間移動数を公表している（年報では市町村単位での毎月の数値を公表。年報の数値は前年の10月1日現在からその年の9月30日現在の1年間の数値）。

3) 群馬県独自調査の特徴（他都道府県に比べ独自のということではない）

1. 国勢調査主義：国勢調査を基礎にする中間年の人口推計
2. 外国人登録原票を利用した外国人を含んだ体系的な人口移動調査・人口推計

4) 群馬県移動人口調査と外国人の地域間移動把握の問題

1. 「国外」との転出入の項目に注目：転入超過の第一の要因
県外都道府県との移動の項目にある「国外」との転出入（付表2及び3）は、群馬県では非常に大きな値を示しており、注目に値する（参照：グラフ1～4）。しかも「国外」との転出入は平成不況が深刻化した93～94年度を除き転入超過となっており（参照：グラフ5）、群馬県の社会的移動（社会動態）を全体として転入超過状態にしている第一の要因となっている（参照：グラフ__8、及び 表__1）。

この「国外」との間の移動は日本国籍者と外国籍者の人数を合計したもので、その多くは外国籍の者の移動によるものと推測できる。実際、外国人登録者数（法務省数値__各年12月31日現在）の推移を転入・転出者数のグラフに重ね合わせてみれば（参照：グラフ__7）、「国外」

との転入超過数の累積数と登録外国人数の増加がかなり良く一致していることが分かる（参考：グラフ_6）。

2. 平成不況下の来日定住外国人の地域間移動の特徴：日本国内地域間移動の増大

しかし、近年、不況下で来日定住外国人（非永住外国人をこう呼んでおく）の日本国内での地域間移動が非常に大きくなっていると言われる。こうしたことから、来日外国人の日本国内での地域間移動の実態を把握するデータの作成が求められてきた。

3. 「住民基本台帳人口移動報告」と「群馬県移動人口調査結果」の差を求めれば外国人の地域間移動の数値を求めることが可能か？

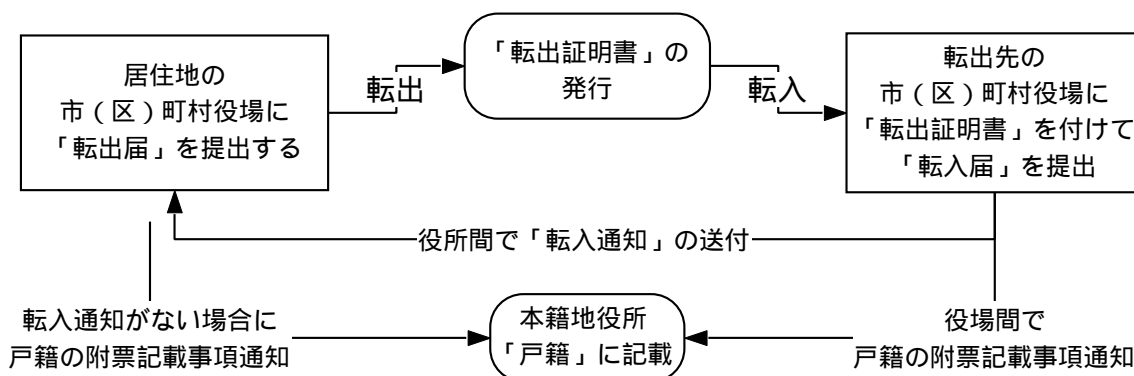
「住民基本台帳」は皇統譜に属する天皇・皇族を除く日本国籍者のみを対象としているので、「台帳移動報告」と「移動人口調査結果」との差を求めれば、「理屈」の上からは外国人のみに限った地域間移動数を抽出することが可能である。しかし、「台帳報告」と「移動調査」では地域間移動（転入・転出）数のカウントの仕方が異なっており、簡単な比較はできない。そこで、転入・転出の届出の仕組みとカウントの仕方を確認しておこう。

5) 地域間移動（転入・転出）の制度的枠組と人口移動数のカウントの仕方

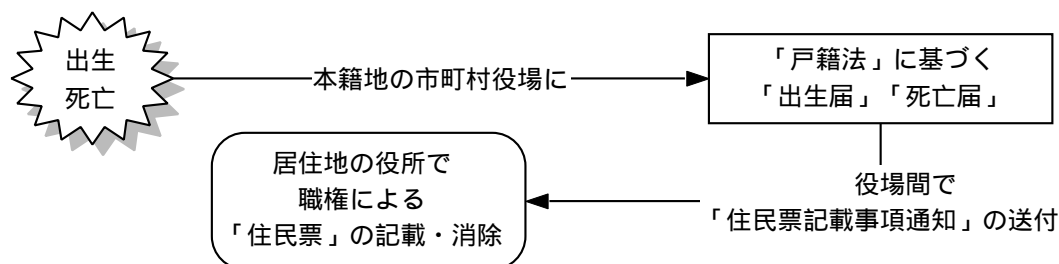
同一の市（区）町村内での住居の変更を「転居」、市（区）町村間での移動を「転入・転出」と言う。日本に居住する者の地域間移動を規制する法律は、天皇・皇族を規制する「皇室典範_皇統譜」と日本国籍者について規制する「住民基本台帳法」（以下、「住基法」と略記）と外国籍者を規制する「外国人登録法」（以下「外登法」と略記）である。ここでは、「住基法」と「外登法」について見ておく。

1. 「住民基本台帳法」における地域間移動（転入・転出）のレギュレーション（規制）

日本国籍者の市町村を越える地域間移動は、「住民基本台帳法」に基づく「転出届」と「転入届」の義務制度（住民登録制度）によって規制される。もともと「住民基本台帳法」は、定住民を所属する（出自の）「戸」によって押さえる「戸籍法」（明治4年_1871年制定）に基づく住民把握が、近代化の過程の中で激化する地域間人口移動によって機能不全に陥ったことから「戸」（世帯；出自の場所）を離れる者の所在（居住地）を把握するために設けられた「寄留制度（明治19年）_寄留法（大正3年_1914年制定）」の後身として、昭和26年_1951年に制定された「住民登録法」の改訂版として1967（昭和42）年に成立した法律_制度なので、人々は定住地を持っており、そこから他の場所に__転出する__という発想に基づいて仕組みができ上がっている。そこで「住基法」の住民登録手続きの基本的流れは__転出__という出来事の把握から始まる。



1. 「転出届」には、転出日（予定日）と共に__転出先住所__を記入する。
2. 「転出証明書」の有効期間は、発行日から14日間。
3. 「国外」に転出するときには、転出先住所と出発予定日を届け出るが、「転出証明書」は交付されない。
4. 「国外」から転入するときには、「転出証明書」の代わりに__パスポート__を提示する。



2. 「住民基本台帳人口移動報告」における「日本国籍人」の人口移動数のカウント方法

住民基本台帳人口移動報告では、国内の都道府県間での「転入者総数」と「転出者総数」を一致させる仕組みで人口移動のバランスシートをつくっており、そのため便宜的に__転入届__が出されたときに、転入地で__転入__が、転出地で__転出__があったと見做して、地域間移動数をカウントしている（「台帳人口移動報告」に用いられる「報告表」に記入する事項は、従前の住所地別、男女別の転入者数のみである）。このような地域間移動のカウント方法を「転入主義の移動数カウント」と呼ぶことにしたい。

このような移動人口のカウント方法では、「国外からの転入」は別掲扱いとなる。さらに「国外への転出」はカウントされない（考慮の外に置かれてしまう）ことに留意する必要がある。

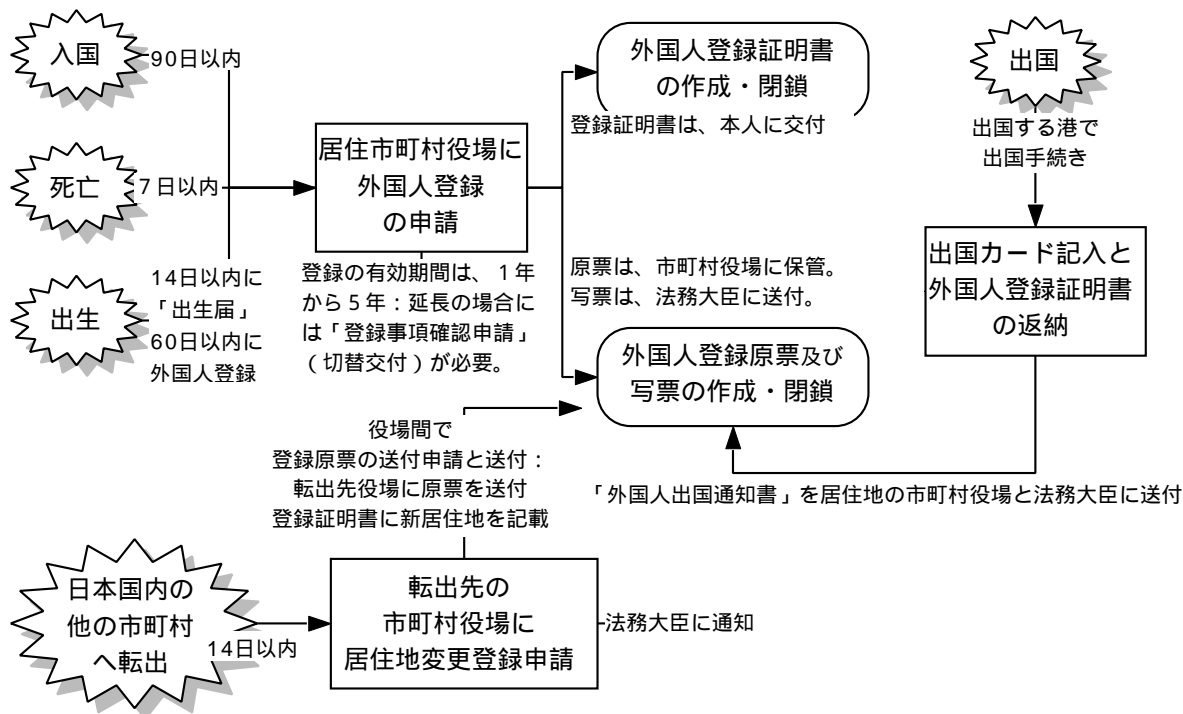
3. 「群馬県 移動人口調査」における人口移動数のカウント方法

「群馬県移動人口調査」では、__県内市町村間人口移動（転居）数__のカウントについては「市町村間人口移動マトリックス」を作成する必要から、「転入主義のカウント方法」を採用しているが、県外との間での移動に関しては、「転入」については、「転入届」が県内市町村役場になされた時点で__転入1件__、「転出届」が県内市町村役場に出された時点で__転出1件__とカウントする方法を採用している。このようなカウント方法では、「国外」との転入・転出の人数が国内都道府県間の転出入数と同様にカウントされることになる。

4. 外国人登録法に基づく「外国籍人」の地域間移動のレギュレーション

外国人とは、定義上、「外から」日本国内に__越境（転入）__してきた者たちである。それゆえ、日本国内に定住地（本籍）を持たない「流動する者たち」である。「外国人登録法」は、このような「流動する者たち」の所在（居住関係、身分関係、及び生計実態）を捉えるために昭和22（1947）年に「外国人登録令（勅令）」として成立し、1952年4月に法律第125号として公布された。「外国人登録令」の前身は、昭和14（1939）年に発令された内務省令「外国人ノ入国、滞在及ヒ退去ニ関スル件」であるが、この省令は「防諜目的」から発令されたもので、パスポート（旅券）とビザ（査証）をもった「外からの」越境者を「住居届」と「宿泊届」を課することで把握し、その動向を監視するものであった。しかし、第二次大戦後の帝国主義・植民地の崩壊・解体のもとで日本国内（内地）に大量に残された旧植民地出身の「外国籍人（＝旧日本国籍人＝外地戸籍人）」の多くは、パスポートもビザも持たない文字通りの「流動する者たち」__帝国の解体に伴い文字通り全国各地で流動化した__であり、これらの者を掌握・監視することが治安維持上、緊急の課題となった。こうした課題に 대응するために実施・施行されたのが戦後日本の外国人登録証明書制度としての外国人登録令・外国人登録法であった。このような（外国政府発行の身分証明書＝IDカード）パスポートを持たない「外国籍人」を余すことなく登録・監視するために考案されたのが外国人登録証明書（登録証）の常時携帯義務制度（16歳以上）__これは、パスポートを常時携帯義務と同じ理屈である__であり、その登録を完全にするために（登録証明書への）「顔写真添付の強制（1950年）」「指紋押捺制度（1952年）」が実施され、その完成形態として現行の「外国人登録原票」による外国人登録業務の一元的管理制度（1956年）ができあがったのである。

したがって、「外国籍人」の地域間移動のレギュレーションは、「外」からの市（区）町村への転入__外国人登録__という出来事から記述が開始されることとなる。



1. 外国籍人の場合、転出時に「転出届」を出す必要はない（但し、国民健康保険や印鑑登録等に関連する手続きは必要）。
2. 「外国人登録原票」には、全国一連番号が付けられ、以降、この番号での管理がなされる（但し、切替交付、再交付、引替交付の時に、登録番号の書換えが行われる）。
3. 「外国人登録」の届出事項は「氏名」「生年月日」「性別」「国籍」「国籍の属する国における住所・居所」「出生地」「旅券番号」「居住地」「世帯主の氏名」「世帯主との続柄」「本邦にある父母及び配偶者の氏名、生年月日及び国籍」「職業」「勤務所または事務所の名称及び所在地」等。
4. 「外国人登録」は、その在留が適法・違法かに係わりなしに、行わなければならない。

5. 「在留外国人統計」（法務省）における登録外国人数のカウント方法

市（区）町村長から都道府県知事を経由して法務大臣（法務省入国管理局）に送付された「外国人登録原票」の写票は、その記録内容が全て法務省において電算機に入力され保管されている（「出入国記録等情報システム」という名称のデータベース_地方入国管理局などをオンラインで結んでいる_が稼働している；現在、法務省入国管理局では「電算情報処理に係わる個人情報保護法_1989年施行」に規定される「個人情報ファイル」として「外国人出入国記録マスター・ファイル」「日本人出入国記録マスターファイル」「外国人登録記録マスター・ファイル」の三つのファイルを保有している）。このデータベースからの出力として「在留外国人統計」が作成されている。（参照：資料1及び2）

6. 「群馬県 移動人口調査」における登録外国人数のカウント方法

群馬県内の市町村は、毎月、市町村役場保管の「外国人登録原票」の異動記録にもとづいて外国籍人の県内転居、県外転出入についての報告表を作成し、県庁に送付し、県庁企画部統計課は、それを毎月、取り纏め集計している。

「転入数」：1) 県内市町村にて新規に作成した外国人登録原票（「国外」からの転入）の数
 2) 県外市町村に送付依頼し、県内市町村に送付されてきた「外国人登録原票」（他の都道府県からの転入）の数

「転出数」：1) 入国管理局（港）から送付されてきた「出国通知書」により閉鎖した「登録原票」（「国外」への転出）の数
 2) 県外市町村に送付した「登録原票」（他の都道府県への転出）の数

6) 「群馬県 移動人口調査結果」と「住民基本台帳人口移動報告」の転入・転出者数の差を求める。

* 「住民基本台帳人口移動報告 年報」（報告書版）は、平成9（1997）年版から「付表2 移動前の住所地別転入者数及び移動後の住所別転出者数 - 都道府県、3大都市圏、大都市」が収録されるようになり、データが利用しやすくなった（報告書に収録されないデータに関しては、総務庁統計局国勢調査課にて「結果プリント」の閲覧をできる）。但し、国内都道府県間の転入・転出マトリックスを作成する必要性から、「国外からの転入者数」については別掲。

* なお、「差」の計算に当たっては、「台帳 年報」は1月1日～12月31日の集計値であり、「移動人口調査 年報」は10月1日～9月31日の集計値なので、山田が「移動人口調査」の月次データを用い、「移動人口調査」の数値を1月1日～12月31日の集計値に再集計し、両者の期間をそろえて計算した。

1. 転入数（参照：表_2）

群馬県への「転入者数」については、「台帳」、「移動人口調査」とともに、群馬県に「転入届」が出た段階で転入数をカウントしており、

「移動人口調査の転入者数」 - 「台帳の転入者数」 = 外国籍人の転入者数

という等式が理屈の上からは成り立つ。結果は、国外からの転入が圧倒的に多いが、県境を接している埼玉、栃木からの転入が多い。また、（意外にも？）茨城からの転入が多いことが注目されるが、予想通り、外国人労働者の集積地と言われる県からの転入が多いことが分かる。

2. 転出者数（参照：表_3）

群馬県からの「転出者数」に関しては、「台帳」と「移動人口調査」では、転出者数のカウントの仕方が全く異なっており、単純な比較はできない。しかも、「台帳」は「転入主義」に基づいて「転出者数」を計上しているため、「台帳」には「国外への転出」という概念が存在しない（したがって、「国外への転出数」のデータがない）。それゆえ、「差」の評価には慎重さが必要であるが、それでも、転出者数の「差」が多い県について見てみれば、ほぼ予想通りの結果が出ている。

3. 転入者数と転出者数の比較（参照：表_2と表_3）

「国外」との転出入については、「国外への転出数」のデータが存在しないので、何も言うことができないが、国内の他の都道府県との転出入については、言うことができる。

「国内の他の地域への転出者数」：96年と97年の二年間の累積値は9,714人

「国内の他の都道府県からの転入者数」：96～97年の二年間累積値（総計 - 国外）は8,077人であり、1,637人の転出超過である。つまり、国内移動だけ見れば、群馬県から県外へと外国籍人が流出しているという結果になる。

7) [結び] 「外国（籍）人」のみの転出者数と転入者数とを公表し始めた「群馬県 移動人口調査結果」

外国籍人の国内地域間移動の把握の必要性が高まるなかで、群馬県企画部統計課では、今年（1999年）の4月1日現在（3月中分のデータ）の「群馬県移動人口調査」の月報（「群馬県の人口と世帯の動き」）から「参考」として「外国人のみ」の県外転出入者数の数値を公表し始めた（参照：グラフ9）。公表データは、男女合計値で、地域区分も「国外」と「その他」を区分するのみの簡単なものであるが、それでも、その公表データからは「国外との転出入」と「国内地域間の転出入」との関係などを知ることが可能であり、「台帳」と「移動人口」との「差」から推測できること以上の情報を得ることができるだろう。

幸い、今回、山田は、群馬県企画部統計課から、外国人の転出入について、もう少し詳しいデータを提供していただけることになったので、群馬県を中心とした外国籍人の地域間移動について、もう少し詳しい分析を行えるようになった。今後、データの分析を進め、その結果を将来、報告できると思う（参照：表_4）。

外国籍人の地域間移動が注目されてから久しいが、今後、群馬県企画部統計課のような外国籍人の地域間移動データの提供の試みが他の都道府県にも広がることを期待したい。もちろん、特定個人・特定集団の移動に関する情報は、プライバシーに深く係わる事であり、そのデータの取り扱いについて細心の注意が必要であることは言うまでもない。（1999年6月26日）

住民基本台帳事務、戸籍事務のコンピュータ化(電子情報処理組織による取り扱い)

住民基本台帳事務: 1985(昭和60)年の改正により磁気テープによる住民票の調製が可能となる。自治省は、1986年2月4日に自治省告示第15号「磁気テープへの記録、その利用並びに磁気テープ及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準」を行い、その基準にしたがって各市町村は「住民記録システム」を構築・運用。その後、1994(平成6)年の戸籍法の改正にともない、「磁気テープ」は「磁気ディスク」でも調整可能と改正される。

戸籍事務: 平成6(1996)年6月公布の「戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、市町村長は法務大臣の指定を受ければ、電子情報処理組織による戸籍事務の取り扱い、磁気ディスクによる戸籍の調製が可能となった。

戸籍法に基づく諸届けにおける届け事項

死亡届: 「氏名」「生年月日」「死亡場所」「住所」「本籍」「死亡した人の夫又は妻」「死亡したときの世帯の主な仕事と死亡した人の職業・産業」「届出人」

出生届: 「この氏名」「生まれたとき」「生まれたところ」「(住民登録するところ)住所」「父母の氏名と生年月日」「本籍」「同居を始めたとき」「子が生まれたときの世帯の主な仕事と父母の職業」「届出人」

婚姻届: 「氏名」「(住民登録しているところ)住所」「本籍」「父母の氏名」「婚姻後の夫婦の氏、新しい本籍」「夫婦の職業」「届出人」

離婚届: 「氏名」「(住民登録しているところ)住所」「本籍」「父母の氏名、父母との続柄」「離婚の種別」「婚姻前の氏に戻る者の本籍」「未成年の子の氏名」「同居の期間」「別居する前の住所」「別居する前の世帯の主な仕事と夫妻の職業」「届出人」

群馬県移動人口調査について

経緯:

1949(昭和24年)から常住人口調査__という名称で始まる。その後、1964(昭和39)年4月より、現在の名称となる。現行のものは、1980(昭和55)年に改正された__要項__に基づいて作成されている。外国人登録法に基づく届出を用いた外国人を含んだ形での__現行の人口移動報告__が、いつ始まったかについては__県庁でも、資料がなく分からない。県庁でも、1958(昭和33)年以降の月報しかなく__しかも、抜けている月もある__、調べられない。

作成系統:

市町村から報告表を県庁に提出紙の報告書が基本だが、現在(99年6月段階)で、約半数の市町村からの報告表はフロッピーディスクを添付した形となっている。

住民基本台帳人口移動報告の概要

目 的

1)

住民基本台帳人口移動報告は、市町村長(東京都特別区の区長を含む。以下同じ。)が作成する住民基本台帳により、人口の移動状況を明らかにすることを目的とする。

注 1) 昭和42年11月9日までは住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の前身である住民登録法(昭和26年法律第218号)が施行されていたので、本報告の始まった昭和29年1月1日から昭和42年11月9日までは住民登録法に基づいて行われ、報告書は「住民登録人口移動報告年報」と称した。

報告事項

市町村長は、住民基本台帳に記載された事項のうち次の事項について、都道府県知事を経由して総務庁長官に報告する。2)

(1) 住民基本台帳法第22条の規定による届出のあった転入者の従前の住所地〔都道府県、東京都特別区部3)及び12大市(札幌、仙台、千葉、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州及び福岡の4)

各市をいう。以下同じ。)並びに国外)別の男女別数5)

(2) 住民基本台帳法第8条の規定により職権で住民票に記載された転入者の従前の住所地(都道府県、東京都特別区部及び12大市並びに国外)別の男女別数

注 2) 従前の住所地のうち、沖縄県は昭和47年5月から報告され、また、東京都特別区部及び5大市(横浜、名古屋、京都、大阪及び神戸の各市をいう。)は昭和33年4月から、北九州市は昭和38年4月から、札幌、川崎及び福岡の各市は昭和47年4月から、広島市は昭和55年4月から、仙台市は平成元年4月から、千葉市は平成4年4月から、それぞれ報告されるようになった。3) 東京都特別区部及び12大市を、本報告では「13大都市」という。4) 男女別数は昭和33年4月から報告されるようになった。ただし、昭和32年9月と昭和33年3月の両月だけは男女別数の報告を得ている。5) 職権で住民票に記載された転入者とは、住民基本台帳法第22条に定める転入届により届け出なければならないのに、届出がないため市町村長が職権で住民票に記載した者をいう。

報告方法

報告は、「住民基本台帳人口移動報告報告表」(以下「報告表」という。)によって各月別に作成し、四半期ごとに次の方法で行うものとする。

(1) 12大市以外の市町村長は、報告表を作成し、都道府県知事に送付する。(2) 12大市の長は、各区ごとに報告表を作成し、都道府県知事に送付する。(3) 都道府県知事は、市町村長から提出された報告表を総務庁統計局長に送付する。

報告期限

(1) 市町村長は、各月分の報告表を四半期ごとに取りまとめ、都道府県知事にその定める期限までに送付する。

(2) 都道府県知事は、各月単位に報告表をまとめ、四半期分ごとに、当該四半期の翌月末日までに総務庁統計局長に送付する。

結果の集計及び公表

報告された「報告表」は、総務庁統計局(以下「統計局」という。)において統計表にまとめられ、各月ごとの移動数を掲載した「住民基本台帳人口移動報告季報」(年4回)と、年間の移動数をまとめた「住民

基本台帳人口移動報告年報」により公表している。このほか、報告書には収録していないが、「第10表 月、男女別転入者総数 - 全国, 都道府県, 市区町村」, 「第11表 従前の住所地 都道府県・13大都市及び国外 ,男女別転入者総数 - 都道府県・市区町村」を統計局において閲覧に供している。

報告の法的根拠

この報告の法的根拠及び関連する規定は、次のとおりである。

住民基本台帳法(抄)(昭和42年法律第81号)

(目的)

第1条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

(住民票の記載等)

第8条 住民票の記載、消除又は記載の修正(以下「記載等」という。)は、政令で定めるところにより、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(転入届)

第22条 転入(あらたに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条において同じ。)をした者は、転入した日から14日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名

二 住所

三 転入をした年月日

四 従前の住所

五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄六 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

2 前項の規定による届出をする者(同項第6号の者を除く。)は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

(資料の提供)

第37条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

(適用除外)

第39条 この法律は、日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については、適用しない。

(参考) 報告表の様式

住民基本台帳人口移動報告の用語の解説

移動者数(転出入者数) :

市区町村の境界を越えて住所を移した者の数をいい、同一市区町村内で住所の変更をした者及び日本の国¹籍を有しないものは含まない。このほか、従前の住所地が国外の者及び従前の住所が不明の者並びに国外へ転出した者も移動者数(転出入者数)に含めていない。なお、各月及び各年の移動者数は、住民基本台帳法の規定に基づいて、当該期間内に転入届のあった者及び職権記載がなされた者の数であって、必ずしもその期間に実際に移動した者の数ではない。また、同一人が当該期間内に2

回以上住所を移した場合は、その都度、移動者数に計上される。

注 1) 従前の住所地が国外の者については、本年報統計表第 8 表及び第 9 表に特掲した。

都道府県内移動者数：

各都道府県の区域内で、市区町村の境界を越えて住所を移した者の数をいう。

都道府県間移動者数：

都道府県の境界を越えて住所を移した者の数をいう。

転入者数：

市区町村又は都道府県の区域内に、他の市区町村又は都道府県から転入し住所を定めた者の数をいう。

転出者数：

各都道府県又は13大都市の境界を越えて他の区域へ住所を移した者の数をいう。しかしこれは、報告のあった転入者の従前の住所地(都道府県及び13大都市別)によって統計局で算出した数である。したがって、全国の転出者総数と転入者総数は、必然的に一致する仕組みになっているため、必ずしも転出証明書の発行を受けた者の数とは一致しない。

転入（出）超過数：

都道府県又は13大都市の転入者数から転出者数を差し引いた数をいう。なお、転入超過数がマイナス（-）の場合は、転出超過を示す。

移動率：

各年10月1日現在で推計された都道府県及び13大都市の日本人人口に対する当該移動者数の百分比である。なお、西暦の年の末尾が0と5の年は、国勢調査結果の日本人人口を用いている。